

添付資料(Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 移転先21以降)

移転先21	福祉総務課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、世帯情報等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「②移転先における用途」の事務の対象となる住民
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
移転先22	保育課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項及び第3項 別表第2
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、世帯情報等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「②移転先における用途」の事務の対象となる住民
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の都度

移転先23	こども家庭課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項及び第3項 別表第2
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦について住所、氏名、生年月日、性別、世帯情報等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「②移転先における用途」の事務の対象となる住民
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の都度
移転先24	健康課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第2
②移転先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、世帯情報等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「②移転先における用途」の事務の対象となる住民
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の都度

移転先27	こども家庭課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第2
②移転先における用途	平塚市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、世帯情報等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「②移転先における用途」の事務の対象となる住民
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の都度
移転先28	こども家庭課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第2
②移転先における用途	平塚市小児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、世帯情報等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「②移転先における用途」の事務の対象となる住民
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の都度

移転先29	生活福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第2
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、世帯情報等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「②移転先における用途」の事務の対象となる住民
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の都度
移転先30	障がい福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第2
②移転先における用途	平塚市重度障害者住宅設備改良事業助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、世帯情報等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「②移転先における用途」の事務の対象となる住民
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の都度